

岬町告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、岬町財務規則（平成5年岬町規則第20号）第49条第2項の規定により告示する。

令和8年5月27日

岬町長 田代 堯

記

1. 指定納付受託者の名称及び所在地

株式会社メルペイ 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー

2. 納付させる歳入

物品売払金

3. 歳入を納付させる期間

指定納付受託者の指定決定日から令和9年3月31日まで